○農林水産省告示第千二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上伊那郡飯島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯島町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

飯島町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上伊那郡中川村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

中川村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

川東谷

二　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県大垣市上石津町一之瀬の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を昭和四十七年建設省告示第七百二十二号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°18′53.9380″	136°29′23.9590″
2	35°18′53.7515″	136°29′23.8440″
3	35°18′54.4540″	136°29′22.5766″
4	35°18′54.2080″	136°29′22.5152″
5	35°18′54.1650″	136°29′22.3481″
6	35°18′54.3277″	136°29′22.0913″
7	35°18′55.1065″	136°29′21.7354″
8	35°18′55.0647″	136°29′21.5771″
9	35°18′55.3244″	136°29′21.1131″
10	35°18′56.1796″	136°29′20.7824″
11	35°18′56.1651″	136°29′20.3606″
12	35°18′56.3540″	136°29′20.1162″
13	35°18′56.6962″	136°29′20.1483″
14	35°18′56.8263″	136°29′20.4124″
15	35°18′56.7926″	136°29′20.8104″
16	35°18′56.6676″	136°29′21.0674″
17	35°18′56.4905″	136°29′21.0648″
18	35°18′56.1229″	136°29′21.5799″
19	35°18′56.1494″	136°29′21.8814″
20	35°18′56.5219″	136°29′22.1404″
21	35°18′56.6616″	136°29′22.3416″

○国土交通省告示第千七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三都郷地区第一沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都西多摩郡檜原村

字三都郷　七一四八番イ　一号、二号、十三号及び十四号

七一四七番一　三号から八号まで

七一五四番　九号から十二号まで

○国土交通省告示第千七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

佐久川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都大島町元町

字十二礎　六四七番一　一号から十三号まで及び五十九号から六十三号まで

六四七番二　十四号から二十号まで

六四七番三　二十一号及び二十二号

六五〇番　二十三号

六五〇番地先水路敷　二十四号及び二十五号

六四九番二　二十六号から二十八号まで

六四六番三一　二十九号及び三十号

六四六番二二　三十一号から三十五号まで

六四六番五及び六四六番二一　三十六号から五十五号まで

六四六番六　五十六号から五十八号まで

○国土交通省告示第千七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

貸草二川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県防府市大字牟礼

字東林庵　三二八番一　一号、二号及び三十三号

三三一番　三十号

地先道路敷　三十一号

三三二番　三十二号

三三三番一